



産業保健スタッフのための実践！

「誰でもリーダーシップ」 理論・事例・ワークで身につく発揮の仕方

編集：川上憲人/小林由佳/難波克行/関屋裕希/原雄二郎/今村幸太郎/荒川裕貴

著者：東京大学職場のメンタルヘルス研究会(TOMH研究会) 発行：誠信書房 定価：2,640円

皆さんは研修会や学会で学んだことを職場で実践しようとして上手いかなかったことはないだろうか。

本書は、東京大学職場のメンタルヘルス研究会(TOMH研究会)の修了生の同様の声から始まった、リーダーシップに関するプロジェクトの成果である。

リーダーシップとは本書によれば、ビジョンを現実にするものである。リーダーシップは権限や決定権を持つ者が発揮するものと思われやすいが、産業保健スタッフが自分のビジョンを実現したいと思えば、誰でも発揮できるし、発揮が必要になる。本書ではこれを「誰でもリーダーシップ」と呼び、ビジョンの育て方、状況の見方、仲間の作り方、関係者の巻き込み方などを具

体的に説明している。

第3章の事例から目を通すとよいだろう。産業保健の現場で漠然と実現したいと思っていたことが、リーダーシップの発揮によるビジョンの実現までの過程として示されている。具体的なイメージが湧いてから、第1章、第2章を読み進めると理解しやすい。

第4章にはワーク集があり、付録のワークシートのファイルは出版社のホームページからダウンロードできる。ワークには個人とグループのものがある。

日頃の活動に「こうしたい」「こうありたい」という思いを持つすべての産業保健スタッフにお勧めしたい良著である。

たねいち こうたろう

種市 康太郎

(桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授)

情報スクランブル Scramble

国土交通省から 船員向け産業医制度の導入について

国土交通省は、船員の働き方改革の一環として、令和4年4月15日に「船員法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第42号)」を公布した。主な内容として「産業医制度の導入」「長時間労働者に対する面接指導の導入」「ストレスチェック制度の導入」などが盛り込まれた。

その柱となる内容として産業医制度の導入があり、令和5年4月1日より、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者には、産業医の選任が義務付けられることになった。なお、常時使用する船員が50人未満の船舶所有者については努力義務となる。

船舶所有者が選任する船員向けの産業医の要件については、労働安全衛生法に基づく産業医と同一のも

のとしているため、同法に基づく産業医の資格があれば、船舶所有者が選任する船員向けの産業医となることが可能である。また、産業医が行う業務の内容についても、労働安全衛生法に基づき行う産業医の業務と概ね同じとなる。

そのほか留意点として、船舶所有者は、産業医に対し、年1回の船内巡視や、月1回の衛生担当者等による巡視の報告等により、船内の作業環境・衛生状態を把握させ、船員の健康障害を防止するために必要な措置を講じさせることになる。

※詳細については以下のURLより

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

「産業保健21」111号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

右記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

※このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。

ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/2248/frmid/229/Default.aspx>

問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

